みらいステップなかの

中野区社会的養護自立支援拠点事業

みらいステップBASE

親を頼れないあなたを サポートします

こんなことに悩んだら、相談してください

お金の心配

お任せください

自立するための経費や、精神的な理由での医療費（精神医療費、カウンセリング受診費ほか）で困ったとき、助成金を利用できる場合があります。

裏面へ A B

住むところ

お任せください

引っ越し先が見つからない方に向けて物件探しのお手伝いや、学校に通う方が安心して就学できるような家賃助成を行っています。

裏面へ C D

将来のこと

お任せください

「自立に向けて、どうしたら良いかわからない」そんな時は、相談員があなたの話を聞いて、自立に向けての支援計画を立てて、あなたを支えます。

裏面へ E F G

対象者について　～義務教育終了後から29歳まで～

区児相措置者	中野区児童相談所が措置し、児童養護施設等に入所中の人、退所した人
区内施設退所者	中野区内の児童養護施設等に入所中の人、退所した人
区内居住者	児童養護施設等を退所した区内在住者
その他	一時保護経験者等

相談窓口はこちら

認定NPO法人　ブリッジフォースマイル

相談受付時間

月・火・水・金・土（年末年始除く）　14:00-18:00

03-6842-6766（代表）

commu@b4s.jp

「相談支援案内」https://www.b4s.jp/care

Bridge for Smile

居場所や寄付情報、仕事・住居・お金・心身の健康などの悩みに関する支援メニューがあります

？「手続きがむずかしそう」「申請書って苦手」？

悩む前に、まず、相談してください！
あなたが受けられる支援がここにあります

お金の心配

A 自立を支える 自立支度費助成事業

区児相措置者　区内施設退所者

自立にかかる費用の助成　★下記参照
補助限度額：20万円
例）不動産賃貸借契約締結時に支払う敷金・礼金、
家具・家電・スーツ購入費用

B こころの健康を支える 医療費助成事業

区児相措置者　区内施設退所者　区　内居住者

精神医療費、カウンセリング受診費などの助成　★下記参照
年間補助限度額：12万円（最長1年）
※交通費：1通院あたり2,000円まで

住むところ

C くらしを支える 居住費助成事業

区児相措置者　区内施設退所者

居住する住居の賃料、共益費及び管理費に相当する経費の助成　★下記参照

【対象者】
大学等に進学又は在学する者、大学等を休学又は退学した者
【補助限度額と期間】
◆進学者…対象者が負担した額の2分の1に相当する額
（3万円上限）60ヶ月　※転学、復学も対象
◆退学者等…対象者が負担した額
（6万円上限）12ヶ月

D 住居さがし 居住支援

区児相措置者　区内施設退所者　区　内居住者　その他

引っ越し先が見つからない方に向けて物件探しのお手伝いや、学校に通う方が安心して就学できるような家賃助成を行っています。
※一般社団法人ささえる手が連携して実施

★該当者の内、施設等を退所等した者で以下の要件に該当する者が利用可能
ア :親族から経済的援助を受けることができず、自らの収入によって生計を維持していること
イ :助成を受けている間、引き続き、児童養護施設等若しくは里親等からの生活上の相談又は生活補助支援を原則月１回以上受けることができること
ウ :自治体の趣旨を同じくする支援及び生活保護を受けていないこと

将来のこと

区児相措置者　区内施設退所者　区　内居住者　その他

E 安定した暮らしに向けて将来を設計 支援計画の作成

心身、生活、家庭環境、進路希望などの情報を集め課題や目標、具体的な支援内容や方法を明記した計画書を作成

F 暮らしを助ける 生活補助支援

相談、生活全般における各種手続きの補助や同行

G つながりを大切にする 学び・交流支援

金銭管理等の学びや、同じような境遇の人達や支援者との交流の機会を提供

メニューはこちら

ブリッジフォースマイル
「相談支援案内」で
メニューをチェック！

https://www.b4s.jp/care